

デジタルX線テレビ撮影装置保守点検委託仕様書

京都市立病院におけるデジタルX線テレビ撮影装置等の保守点検について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

デジタルX線テレビ撮影装置等（島津製作所社製） 一式

【構成】

- ・ Sonial vision Safire17
- ・ SONIAL VISION G4
- ・ FLEXA VISION HB
- ・ FLEXA VISION F3
- ・ 一般撮影装置（6台）

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3 契約期間

契約日から平成28年3月31日まで

4 契約条件

- (1) 契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、年2回の定期保守点検及び年12回の定期リモート診断を付表の要領で行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を平成27年 月末までに甲の経営企画課へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の経営企画課へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出すること。
なお、報告書の内容について甲の担当者に確認を得たうえで、完了届を甲の経営企画課へ提出すること。
- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、甲の申請により乙が緊急に出張し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 本契約には、単価20万円以下の修理部品、最新ソフトウェアの提供、フラットパネルの保障を含むものとする。
ただし、消耗品、補用品、他社製品、契約外オプション製品は除く。

(7) 委託料の支払いは、半期ごとに乙の請求により、支払うものとする。

なお、甲は乙から提出された支払請求書を審査し、適法と認定したときに支払請求書を受理したものとする。

(8) 乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。

ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

5 この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。

付表

機種名	保守形態	数量
①Sonial Vision Safire17	保守契約 B	1 式
②Sonial Vision G4	B 契約年間 パネル保障	1 式
③FLEXA VISION	HB（フルメンテナンス）	1 式
④FLEXA VISION	F3（フルメンテナンス）	1 式
⑤一般撮影システム	年間保守契約	6 台
<内訳>		
1. 1 5 胸部・胸部断層撮影		
2. 1 7 骨系撮影室		
3. 1 8 頭部撮影室		
4. 1 9 胸部・腹部撮影室		
5. 2 0 胸部・腹部撮影室		
6. 健診センター一般撮影室		